

資産運用報告の適正性に関する確認書

平成19年10月9日

株式会社東京証券取引所  
代表取締役社長 齊藤 惇 殿

本店所在地 東京都渋谷区道玄坂一丁目12番1号

発行者名 東急リアル・エステート投資法人

(コード番号 8957 東証不動産投資信託証券市場)

代表者の執行役員

役 職

氏名(署名)

堀江正博 

本投資法人の執行役員である堀江正博は、本投資法人の平成19年2月1日から平成19年7月31日までの第8期営業期間の資産運用報告の提出時点において、当該資産運用報告における投資法人の計算に関する規則（平成18年内閣府令第47号）第71条から第75条までの規定に基づく記載に関して不実の記載がないものと認識しております。私が不実の記載がないと認識するに至った理由は下記の通りです。

記

1. 本投資法人の仕組みについて

本投資法人は投資信託及び投資法人に関する法律（以下、「投信法」といいます。）上の投資法人であり、資産運用委託契約に基づき、法定開示を含む資産の運用に係る業務等を東急リアル・エステート・インベストメント・マネジメント株式会社（以下、「資産運用会社」といいます。）に委託しています。また、投信法に基づき、一般事務、資産保管業務、証券代行業務等（以下、「一般事務等」といいます。）を三菱UFJ信託銀行株式会社（以下、「一般事務受託者」といいます。）に委託しております。

なお、私は平成15年6月16日に、証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年法律第65号）により改正される前の投信法第13条に基づき金融庁長官より承認を得て、本投資法人の執行役員と資産運用会社の代表取締役を兼職しております。

2. 資産運用報告提出までのプロセス

一般事務受託者から提出される会計帳簿をもとに、資産運用会社にて資産運用報告案を作成し、本投資法人役員会で承認の後、提出しております。

### 3. 不実の記載がないと認識するに至った理由

- (1) 一般事務受託者より、一般事務等の処理状況につき定期的に業務報告書を受領し、本投資法人役員会で審議を行い、必要に応じて調査を実施しております。
- (2) 本投資法人の会計監査人（あらた監査法人）より、平成 19 年 9 月 12 日に投信法第 130 条に規定される監査証明を受領しております。
- (3) 資産運用会社より、平成 19 年 9 月 27 日において不実の記載がないと認識するために確認した事項及び手続について以下の内容の確認書を受領しております。
  - ① 資産運用会社においては、組織規程により業務分掌と所管部署が明確化され、同規程と実際の体制に乖離がないことを確認しております。
  - ② 資産運用会社においては、重要な業務プロセスにつき財務報告にかかる内部統制の整備・運用がなされていることを所定の責任者に確認しております。
  - ③ 資産運用会社においては、財務諸表及び関連する財務情報が、すべての重要な点において本投資法人の業績と状況を適切に表示していることを確認しております。
  - ④ 資産運用会社においては、社内にコンプライアンス部門を設置し、公正透明な活動を行うことを社内に周知徹底しております。
  - ⑤ 資産運用会社においては、内部監査部門による内部監査が適時・適切に行われており、業務の改善に向けた適切な助言等を行い、内部監査結果は監査終了後に取締役会及び被監査部門に報告され、指摘事項に関する是正措置が採られていることを報告書で確認しております。
  - ⑥ 資産運用会社においては、監査役監査が適切に実施され、業務の改善に向けた助言等が行われていることを確認しております。
  - ⑦ 資産運用会社においては、全ての重要な経営情報については、資産運用会社の経営者に適切に付議・報告されており、そのうち開示に関する情報は資産運用報告の作成部署に漏れなく伝達され、的確に資産運用報告に反映する体制を整えております。
  - ⑧ 資産運用会社においては、各部署に対し、資産運用報告の作成要領が周知徹底されていることを確認しております。
  - ⑨ 資産運用会社においては、資産運用報告に関する作成体制の整備及び運用状況につき、作成に必要な情報が関連各部署より作成部署に収集され、関連諸法令に準拠して作成されていることを確認しております。
  - ⑩ 資産運用会社においては、資産運用報告の作成体制・手続について作成責任者から書面にて報告を受け、重要な開示情報が収集されていることを確認しております。
  - ⑪ 資産運用会社においては、資産運用報告の記載内容において、昨年度と大幅に変動した項目につき作成責任部署よりその分析結果の報告を受け、合理的なものであることを確認しております。

- ⑫ 資産運用会社においては、本投資法人で定める開示方針に基づき、開示規程及び開示事務ガイドラインを整備し情報開示に係る判断基準及び運用基準を設定しております。
- ⑬ 資産運用会社においては、本投資法人の発生事実に係る適時開示に責任を有する開示委員会が設置されております。

以 上